

第二十四条第一項の表中、「地方運輸局長」を「地方運輸局長」に改める。
 第二十六条中「地方運輸局長」を「地方運輸局長」に、「地方運輸局長若しくはその海運支局長」を「地方運輸局長若しくは海運支局長」に改める。
 別表第三中「運輸大臣」を「国土交通省令」に改める。
 第一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第二号様式附図第二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「Minister for Transport」を「Minister of Land, Infrastructure and Transport」に改める。
 第三号様式から第五号様式まで中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第十一号様式の二中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第十二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十二条 海上運送法施行規則の一部改正
 第十二条 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。
 本則（第四十三条第一項第四号イを除く。）中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「省令」を「国土交通省令」に改める。
 第一条の二第一項中、「地方運輸局又は海運監視部の」及び（以下「海運支局」という。）を削る。
 第四十三条第一項第四号イ中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 第四号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第九号様式中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 第十号様式の二及び第十一号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （海員学校規則の一部改正）

第十三条 海員学校規則（昭和二十四年運輸省令第五十八号）の一部を次のように改正する。
 第九条中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （航海訓練所規則の一部改正）
 第十四条 航海訓練所規則（昭和二十四年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「文部大臣」を「文部科学大臣」に改める。
 （国際観光事業の助成に関する法律施行規則の一部改正）
 第十五条 国際観光事業の助成に関する法律施行規則（昭和二十五年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。
 「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第十六条 造船機械統計調査規則の一部改正
 第十六条 造船機械統計調査規則（昭和二十五年運輸省令第十四号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第十一条中「地方運輸局又は海運監視部の」及び（以下「海運支局長」という。）を削る。
 （造船法施行規則の一部改正）
 第十七条 造船法施行規則（昭和二十五年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
 「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （水路業務法施行規則の一部改正）
 第十八条 水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）の一部を次のように改正する。
 第四条中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 （港湾調査規則の一部改正）
 第十九条 港湾調査規則（昭和二十六年運輸省令第十三号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。

（海事代理士法施行規則の一部改正）
 第二十条 海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 第九条中「運輸省海上交通局総務課」を「国土交通省海事局総務課」に改める。

（船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令の一部改正）
 第二十一条 船舶運航事業者等の提出する定期報告書に関する省令（昭和二十六年運輸省令第五十四号）の一部を次のように改正する。
 第一条及び第三条の表中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （モーターボート競走法施行規則の一部改正）
 第二十一条 モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 附則第二項、第五項及び第六項中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 別記第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省」を「国土交通省」に改める。
 別記第三号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 （道路運送車両の保安基準の一部改正）
 第二十三条 道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の一部を次のように改正する。
 本則中「郵政省」を「総務省」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「労働大臣」を「厚生労働大臣」に改める。

別表第一の二備考中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）
 第二十四条 自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。
 第一条第二項中「地方運輸局の陸運支局」を「陸運支局」に改める。
 第十四条第一項中「地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）」を「陸運支局長」に改める。
 別記様式中「○○運輸○○運輸」を「○○運輸」に改める。
 （自動車点検基準の一部改正）
 第二十五条 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に改める。
 （自動車整備士技能検定期規則の一部改正）
 第二十六条 自動車整備士技能検定期規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）」を「陸運支局長」に改める。
 第一号様式及び第二号様式中「運輸大臣」を「国土交通大臣」に改める。
 （優良自動車整備事業者認定規則の一部改正）
 第二十七条 優良自動車整備事業者認定規則（昭和二十六年運輸省令第七十二号）の一部を次のように改正する。
 本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「地方運輸局陸運支局長」を「陸運支局長」に改める。
 （道路運送車両法施行規則の一部改正）
 第二十八条 道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

本則中「運輸省令」を「国土交通省令」に、「地方運輸局陸運支局長（以下「陸運支局長」という。）」を「陸運支局長」に、「運輸大臣」を「国土交通大臣」に、「地方運輸局の陸運支局」を「陸運支局」に、「沖縄開発庁設置法（昭和四十七年法律第二十九号）第十条第一項」を「内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十七条第二項」に改める。